

校舎敷地内における感染防止策

1 全般

- (1) 通勤・登校時から引き続きマスクを必ず着用する。マスクが無い場合は直ちに総務課又は学生課に申し出る。
- (2) 建物入口及び建物内に適宜消毒液を設置するとともに、ドアは防犯に留意しつつ可能な限り開放する。
- (3) 学生の登校時には体温チェックを実施する。
- (4) 出退勤・登下校・建物の出入り時、授業・会議の前後、食事の前後等、小まめかつ入念に手洗い・手指の消毒を行う。
- (5) 学外者の敷地内への入構は、清掃・配達・納品等の日常的な取引業者等を除き、本校教職員に連絡のうえ認められた用務がある者に限ることとする。また、来校前の検温を周知する。
- (6) 学生が並ぶ可能性がある場所等は、間隔を開けて並ぶよう床に印を付す。
- (7) 身体的距離の目安は1mとし、可能な限り大きく間隔を取る。
- (8) 昼食時等飲食の際は、対面配置は必ず避ける。
- (9) 長時間のマスク等の着用に伴う体温上昇、熱中症等に注意し、水分をこまめにとる。

2 講義室, 実験室, 実習室等

- (1) 授業に支障がない範囲で窓を常時開放する。
- (2) 窓の開放が困難なときは、全熱交換機（ロスナイ）により、強制的に外気を取り込む形で常時運転する。併せて45分ごとに対角線上に窓を開ける等により5分程度換気する。
- (3) 共用の実験器具・装置等は、支障のないタイミングで随時洗浄・消毒する。
- (4) 実験器具・装置の特性等により消毒が困難なときは、使用前後の手洗い・手指の消毒を徹底的に行う。
- (5) 必要に応じフェイスシールドや使い捨て手袋を活用する。

3 研究室, 執務室等

- (1) 職員の執務室については次の防止策を講じるとともに、教員の研究室についても学生の指導等で複数人が入るときは窓の開放等の防止策を講じる。
 - ①窓を常時開放する。
 - ②窓の開放が困難なとき、全熱交換機（ロスナイ）が設置されている場合は強制的に外気を取り込む形で常時運転する。併せて30分ごとに対角線上に窓を開ける等により5分程度換気する。
- (2) 取引業者等、学外者は共用部分で対応するなど執務室には極力入れない。
- (3) 窓口、カウンターではアクリル板、透明ビニールカーテン等で仕切りを設ける。

4 消毒の実施

- (1) 上記2及び3の防止策のほか、使用頻度に応じて清拭による消毒を行うものとし、その分担は原則として次のとおりとする。なお、複数コースで共用しているときはコース間で調整する。
 - ①教室（周辺廊下含む）、実験実習室、研究室、体育館等：各コース・一般教育科
 - ②特別教室及び図書館：授業使用者（教職員・学生）、学生課、マルチメディアセンター
 - ③福利施設、建物共用部分：総務課、学生課
 - ④執務室（事務部、技術部）等：総務課、学生課、技術部
 - ⑤部室等：学生主事が別に定める
- (2) このほか、消毒の実施に関し必要な事項は、各主事室、総務課、学生課及び保健室が連携して検討し、校長が別に定める。

防止策の実行にあたっては、上記のほか、文部科学省「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」を参考に、状況に応じて適宜対応しております。